2026年11月11日

各　位

会 社 名　　株式会社　キ　ン　グ
代表者名　　代表取締役社長　　木 原 伸 一
(コード番号 8118 東証ｽﾀﾝﾀﾞｰﾄﾞ)
問い合わせ先　常務執行役員管理統轄 田 中 嘉 典
(TEL 03-5434-7282)

株式付与ＥＳＯＰ信託の導入に関するお知らせ

当社は、2026年11月11日開催の取締役会において、当社および一部の当社子会社（以下、「対象会社」といいます。）の従業員（以下、「従業員」といいます。）を対象とした従業員インセンティブ・プラン「株式付与ＥＳＯＰ信託」（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

１．本制度の導入について

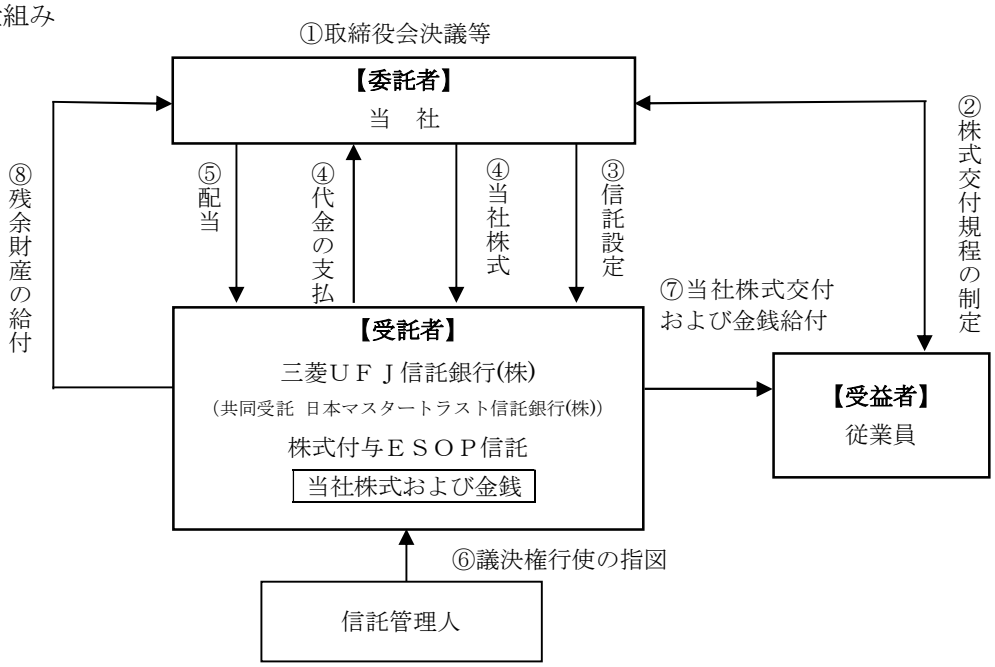
（１） 当社は、当社グループの従業員を対象に、従業員のエンゲージメント向上および当社グループの中長期的な企業価値向上の実現を目的として、本制度の導入を決議しました。

（２） 本制度では、株式付与ＥＳＯＰ（Employee Stock Ownership Plan）信託（以下、「ＥＳＯＰ信託」といいます。）と称される仕組みを採用します。ＥＳＯＰ信託とは、米国のＥＳＯＰ制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、ＥＳＯＰ信託が取得した当社株式を、予め定める株式交付規程に基づき、一定の要件を充足する従業員に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭を交付および給付する株式交付制度です。

（３） ＥＳＯＰ信託の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。また、ＥＳＯＰ信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である従業員の意思が反映される仕組みであり、従業員の経営参画を促す企業価値向上プランとしても有効です。

（※）本制度の導入に伴い、現在当社が保有する自己株式8,804,173株(2026年9月30日現在)のうち、401,000株（460百万円）をＥＳＯＰ信託に対して処分することを同時に決議いたしました。詳細につきましては、別途、2026年11月11日付開示しております「株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ」をご参照ください。

２．本制度の仕組み



① 対象会社は、本制度の導入に際して取締役会の決議等必要な手続きを行います。
② 対象会社は、株式交付規程を制定します。
③ 当社は金銭を拠出し、受益者要件を充足する従業員を受益者とするＥＳＯＰ信託を設定します。
④ ＥＳＯＰ信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として、信託期間内に受益者に交付すると見込まれる数の当社株式を、当社（自己株式処分）から取得します。
⑤ ＥＳＯＰ信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が支払われます。
⑥ ＥＳＯＰ信託内の当社株式については、信託期間を通じて、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い本信託はこれに従って株主としての権利を行使します。
⑦ 株式交付規程に従い、一定の要件を充足する従業員に対して、当社株式の交付および当社株式の換価処分金相当額の金銭が給付されます。
⑧ ＥＳＯＰ信託の終了時に受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。

（注）信託期間中、ＥＳＯＰ信託内の株式数に不足が生じる可能性が生じた場合や、信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、ＥＳＯＰ信託に追加で金銭を信託することがあります。

３．信託契約の内容

①信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
②信託の目的	受益者要件を充足する従業員に対するインセンティブの付与
③委託者	当社
④受託者	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 （共同受託者　日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
⑤受益者	従業員のうち受益者要件を充足する者
⑥信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
⑦信託契約日	2026年11月26日（予定）
⑧信託期間	2026年11月26日～2036年8月31日（予定）
⑨議決権行使	受託者は受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。
⑩取得株式の種類	当社普通株式
⑪取得株式の総額	460百万円
⑫株式の取得方法	当社（自己株式の処分）から取得

以　上